

平成30年7月
江田島市税務課

り災証明書の発行における自己判定方式の導入について

り災証明書については、被災された方からの申告に基づいて、市職員が内閣府指針に基づく建物被害調査を行い、災害に起因して建物被害（全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない）があったことを証明するものであり、調査については、市職員が現地に赴き、調査を実施することを原則としています。

平成30年7月豪雨災害においては、本市においても、被災された多くの方からり災証明書の交付申請がされており、対応に多くの時間を要しています。

これを踏まえ、本市では、内閣府からの通知に基づき、建物被害が半壊に至らない（一部損壊）に限り、現地での調査を省略し、被災された方が撮影した写真等から判定を行う自己判定方式を導入することとしましたので、次のとおりお知らせします。

なお、提出された写真により、被害の有無等の判別が困難な場合には、従来の現地調査を行うものとします。

1 導入開始日

平成30年7月23日（月）

2 自己判定方式の内容

被災された方からの報告に基づく建物被害調査について、建物被害が半壊に至らない（一部損壊）の場合に限り、被災者が撮影した写真等から判定を行う自己判定方式により、被害の判定を行うことができるようにします。ただし、提出された写真では、被害の有無等の判別が困難な場合においては、従来の現地調査を行うものとします。

3 導入理由

災害発生後、本庁・市民センター等の窓口において、多くのり災証明交付申請があり、発行事務に時間を要していることから、迅速なり災証明書の交付を行うため、本方式を導入します。

4 り災証明書の受付窓口

市役所市民生活課、江田島・能美・沖美市民センター・三高支所